

『5号優遇』のご案内

原油価格・物価高騰等により業況の悪化している中小企業者を支援するため、経営安定支援資金において「5号優遇」を実施し、事業者の経営支援を図ります。

優遇の内容

対象の資金	限度額	資金使途	利子補給率	本人負担率
経営安定支援資金	1,000万円	運転・設備	1.8%	無利子

ご利用条件

- ① 経営安定支援資金の利用要件を満たすこと。
- ② セーフティネット保証5号に係る区市町村長の認定を受けていること。

手続きの流れ

「中野区産業経済融資」のその他の融資（災害特別資金・経営安定支援資金）の手続きの流れと同様です。詳細は、「2024年度 中野区産業経済融資のご案内」の「8. 手続きのながれ」の「一般融資」及び「その他の融資」手続きのながれ（10ページ）をご覧ください。

申込みに必要な書類

中野区産業経済融資の申込書類一式

- ※「2024年度 中野区産業経済融資のご案内」の「9. 申込書類」の「共通」欄及び「災害特別資金・経営安定支援資金・経営改善借換資金」欄（13ページ）をご覧ください。

受付期間

令和6年4月1日（月）～令和7年3月31日（月）

【問合せ先】

中野区産業振興センター2階 融資受付窓口
〒164-0001 東京都中野区中野2-13-14
電話：03-3380-6947